

令和元年5月8日現在

機関番号：10104

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03149

研究課題名(和文)医療保障制度における国家統制 - 日英韓の比較研究を中心に -

研究課題名(英文)State control on Health Service System- comparative studying England and Korea-

研究代表者

片桐 由喜 (katagiri, yuki)

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号：80271732

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：医療保障制度における国家統制について、イギリス、韓国を比較対象国として選定し検討した。その結果、両国は医療制度の合理的な運営のために、国家統制が必要であるとの認識に基づき、立法がなされ、統制のための権限行使に実効性を持たせていること、第二に国家統制は主として、医療保障財政に対する国庫補助(韓国)、あるいは予算配分(イギリス)という形で行使されるため、医療供給側が統制に服せざるを得ないこと、第三に、このような統制手法は最終的には住民に対する良質な医療保障を確保し、合理的、効率的な制度運営を可能にするものであるということが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今日の日本の医療保障制度の課題は医療機関の偏在、進まない医療と介護・福祉の連携、医療供給サイドの質の差であり、かつ、これらを有効に解決する手段を持たないことである。これは日本の医療供給構造が自由開業医制に基づいた民間主導であり、上記問題を解決するための国家統制が機能しづらいことが背景にある。

そこで、国家統制が比較的効果的に行使されているイギリスと韓国の法制度のうち、日本で適用、実現可能な仕組みを抽出することに本研究の社会的意義が存する。そして、本研究の学術的意義は、民間主導の医療供給構造において国家統制の実効性を現行法から導き出すための解釈論を追求した点にある。

研究成果の概要(英文)： The aim of this study is to investigate a state control on health service system in England and Korea and compare them with Japanese one.

I have found the followings. At first, based on recognition that a state control is necessary for managing health service system, both countries make some laws for that. Secondly as a state control is mainly used in the form of finance support for the health service system, providers (hospitals, clinics and so on) have no choice but to obey such a control. Lastly, such a way makes sure that people can access the high quality health service and the system is operated efficiently.

研究分野：社会保障法

キーワード：医療保障制度 国家統制 イギリス 韓国 財政

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本は医療保障制度として社会保険方式を採用し、かつ、1961年、国民皆保険を達成している。したがって、理論的にはすべての国民は平等に良質の医療サービスにアクセスすることが保障されている。しかし、実際には住む地域によって、得られるサービスに量的な差が生じている。具体的に言うと、日本の医療機関の大半が民間医療機関であり、採算を考慮して都市部に医療機関が偏在しているため、地方、とりわけ過疎地には利用できる医療機関が乏しい。しかし、これを法的、制度的(強制的)に是正する手段をわが国はもたない。なぜなら、日本は自由開業医制を根拠に、どこにどのような医療機関を開業するかは、開業主体の自由にゆだねられているからである。つまり、医療機関等の医療資源の配置に対し、国家の統制がほとんど効かないのが日本の医療の現状である。

さらに、医療サービスの質に対しても、その専門性、および、それに由来する裁量の広さゆえに、国家統制、換言すれば公的な評価や制裁が実施されてこなかった。これらの意味で、医療サービスは聖域化され、アンタッチャブルな状態であった。

(2) これに対し、諸外国では様々な手段を用いて、医療供給側や彼らが提供する医療サービスに対し国が関与、介入し、国民らに対し平等で、良質な医療へのアクセスを保障しようとしている。その手法は、国家自ら医療供給を実施する、医療保障財政への補助をとおして統制、または、政策誘導を図ろうとする、あるいは、公的な機関による医療サービスの質の評価を実施、公表するなどがある。

このような制度政策を有する国家があるにもかかわらず、日本においては医療保障体制に対する国家統制に関する先行研究はこれまでほとんどなかった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、第一に、医療保障制度における多様な国家統制のあり方について、イギリス、および、韓国の制度状況を検討し、いかなる統制が制度構築、運営にとって合理的であるかを考えることにある。第二の目的は、日本の医療保障(保険)制度が、上記検討をふまえ、合理的といえるか、そうでないならば、イギリス、韓国から何を学ぶことができるかを検討することである。そして、その際、各国の示唆的な制度が日本の現行医療保険法、医療法等、関連法規と整合し得るかを視野に入れて検討する。

3. 研究の方法

(1) 基本的な研究方法は、第一に先行研究のレビュー、第二に現地(イギリス、韓国)の研究機関等を訪問し、インタビュー調査、情報と文献・資料の収集、そして、第三にこれらを分析、検討することである。

初年度(2015年)の現地訪問調査は同年度に韓国医療保障制度に関する学会報告も控えていたことから、韓国を中心に本研究テーマを中心に行った。韓国では調査のために所轄官庁、医療保険の保険者である韓国国民健康保健管理公団等を訪問し研究の基礎となる知識、情報の収集に努めた。次年度と4年目にはイギリスを訪問し、研究機関等を訪ね、日本での文献研究では理解が困難なことについて専門家からの教授を得、また、日本においては入手し得ない情報、知識等の収集を行った。

(2) なお、韓国の場合、日本での資料収集がイギリス以上に困難であるため、毎年、訪韓し、刻々と変わる制度に関する知識、情報を入手し、また、現地の研究者、実務家ら専門家等との議

論をとおして、正確な情報と事情の把握に努めた。さらに、韓国社会保障法学会への参加をとおし、本研究テーマとの直接的な関連性が弱くとも、現地における理論的な研究に接し、知見を深めた。

(3) また、研究代表者は本研究2年目である2016年度に健康保険組合連合会(以下、健保連)から共同研究の申し出を受け、本研究テーマと同時進行で、韓国医療保障制度全般におよぶ現状と課題について調査、分析、および、報告書の作成を実施した。なお、健保連からの研究委託による本研究の若干の遅れ、および、本研究による研究費の支出が抑えられたことから、本研究期間を1年間、延長することとしたものである。

4. 研究成果

4年間という比較的長期にわたる研究期間であったため、本研究テーマのみならず、その周辺の問題領域についても、検討研究することができた。具体的には、後掲する日本社会保障法学会における学会報告(2015年)受託研究とその成果として研究報告書の刊行(2016年、2017年)および、後掲論文等である。

また、イギリスにおける研究成果のうち、脱稿済みであるが(2018年11月)いまだ刊行されていない論文がある(片桐由喜「イギリスの医療保障制度」岩村正彦編『講座 超高齢社会のデザイン』第8巻(有斐閣)未刊行)。あわせて、本研究の成果を踏まえて、韓国の病院制度について論文を執筆中であり、これは2019年12月刊行予定である(加藤智之編著『世界の病院』(法律文化社))。

韓国を訪問し、実務家らからの情報提供や専門知識の教授を受ける一方、韓国側から日本の医療保障法制度について教示を依頼され、数度にわたり、情報や知識の提供を現地にて行った。このような専門的、学術的な交流もまた、本研究の大きな成果といえる。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計10件)

- (1) 片桐由喜、韓国における医療費公費負担の沿革と課題、健保連海外医療保障、査読なし、121号、2019、22 - 33
- (2) 片桐由喜、韓国民間医療保険の機能と副作用、週刊社会保障、査読なし、2977号、2018年、42 - 47
- (3) 片桐由喜、社会保障判例と日本国憲法25条、憲法裁判研究(韓国) 査読あり、4巻2号、2017年、251 - 277
- (4) 片桐由喜、公的年金制度における公正な負担、亜細亜女性法学(韓国) 査読あり、20号、2017年、83 - 104
- (5) 片桐由喜、評価における利用者目線、週刊社会保障、査読なし、2921号、2017年、48 - 53
- (6) Yuki Katagiri, Social Welfare Laws in Japan in relation to Economic Development, Current Legal Issues in Asian Countries、査読あり、No.1, 2016, 111-119
- (7) 片桐由喜、公的医療保険の保障原理 - 韓国混合診療制度からの示唆 -、社会保障法、査読なし、31号、165-179、2016号
- (8) 片桐由喜、虐待通報のリスク、週刊社会保障、査読なし、2867号、2016年、48 - 53
- (9) 片桐由喜、福祉国家への途、社会保障法研究、査読なし、5号、2015年、73 - 100、

(10) 片桐由喜、韓国の病院、海外社会保障、査読なし、108号、2015年、17 - 24

〔学会発表〕(計3件)

(1) 片桐由喜、社会手当の可能性、社会保障法フォーラム2018、2018年12月、東京大学

(2) 片桐由喜、公的年金における公正な負担、2017 亜細亜女性法学研究学術シンポジウム、2017年10月28日、韓国ソウル市立大学校

(3) 片桐由喜、公的医療保険の保障原理 - 韓国混合診療制度からの示唆 -、日本社会保障法学会第68回秋季大会、2015年10月17日、東北大学

〔図書〕(計3件)

(1) 片桐由喜、法律文化社、18歳から考えるワークルール(第2版)、2018年112(92 - 97)

(2) 片桐由喜、健保連、韓国医療保険制度の現状に関する調査研究報告書、2017年、106、

(3) 片桐由喜、信山社、家族のための総合政策 - 家族内の虐待・暴力と貧困 - 281 (27-57)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

○取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。